

<資料 1>

令和4年2月14日
定例記者会見資料

【多摩地域初・所得制限なし】

令和4年4月1日から高校生等医療費助成を拡充します

予算額 7948万5千円

市では、すべての子どもの保健の向上と子育て家庭の経済的な負担の軽減を図ることを目的に、令和3年度から市独自で「高校生等医療費助成事業」として、入院医療費助成を開始しました。

その助成内容を拡充し、令和4年度からは、通院等に係る保険診療の自己負担分についても助成を開始します。なお、乳幼児及び義務教育就学児医療費助成制度と同様に所得制限は設けません。この拡充によって、市では、0歳から18歳までの切れ目のない子どもの医療費助成が実現します。

*「高校生等」とは、15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

■高校生等医療費助成事業の拡充内容について

①助成の範囲の拡大

令和4年4月1日以降の診療分から高校生等の通院等（調剤、柔道整復等含む）についても助成の対象とします。なお、中学生までと同様に健康保険が適用されない診療等は対象外です。

項目	令和3年度 高校生等医療費助成	令和4年度 高校生等医療費助成	《参考》 乳幼児及び義務教育 就学児医療費助成
対象の子ども	市内に住所を有する高校生等（18歳年度末まで）	市内に住所を有する高校生等（18歳年度末まで）	市内に住所を有する義務教育就学児まで（15歳年度末まで）の児童
所得制限	なし	なし	なし
助成範囲 ※各種健康保険適用の自己負担分	・入院（医科、歯科）	・入院（医科、歯科） ・ <u>通院（医科、歯科、調剤、柔道整復等含む）</u>	・入院（医科、歯科） ・通院（医科、歯科、調剤、柔道整復等含む）
助成方法	・償還払い（窓口で支払った自己負担分を後日市に申請して給付を受ける）	・償還払い ・ <u>現物給付（医療証の提示により、窓口での自己負担分の支払いを不要とする）</u>	・償還払い ・現物給付

②医療証の利用開始

令和4年4月1日から市内の契約医療機関で高校生等の医療証を利用できるようになります（医療証が利用できない受診等は償還払いで助成）。

項目	高校生等医療費助成	《参考》 義務教育就学児医療費助成
名称	高校生等医療証	Ⓢ 医療証
利用範囲	武蔵野市内	東京都内
年度更新月	毎年1月	毎年10月
年度毎の色	浅黄色⇔クリーム色	オレンジ色⇔若草色
申請の有無	新規：必要	新規：必要

高校生等	医療証	武蔵野市内有効
負担者番号		
受給者番号		
氏名		
生年月日		
住所		
保 護 者 氏 名		
有効期間		
上記の者は、武蔵野市子どもの医療費の助成に関する条例により医療費の一部を武蔵野市が負担するものであることを証明する。		
東京都武蔵野市長		
交付年月日		

■問い合わせ 子ども家庭部子ども子育て支援課

0422-60-1963